

シーバード 設置規約

(目 的)

第1条 全国にシーバードを組織し環境保全活動、小型船舶の安全運航の指導及び水難救済活動に関する事業を行い、水域を利用する全ての人々及び地域社会に貢献することを目的に設立された「特定非営利活動法人 日本青バイ隊」に賛同し地域活動を行うためにシーバードを設置する。

(シーバード設置基準)

第2条 シーバードは、以下のもので組織する。

- (1) 特殊小型船舶操縦免許所持者2名以上
- (2) 水上バイク1艇以上配備し保険に加入
- (3) シーバード理念に賛同する者
- (4) 暴力団又はその構成員ではないこと

(活 動)

第3条 シーバードは、目的を達成するため、主に次の活動を行う。

- (1) パトロール
5月～9月（地域シーズン期間）1回以上、イベント参加も回数に含む
- (2) 訓練
シーズン前にトレーニングの実施
- (3) 水難救済活動
水面の安全監視活動、人命救助活動
- (4) 環境保全
水域、海水浴場の清掃
- (5) 体験学習活動
水域を利用した活動の実施
- (6) 情報発信
地域マスコミ、関連機関との情報交換
- (7) 申請・報告

上記活動については日本青バイ隊へ実施計画と実施状況を報告すること

(8) 責任者

上記活動中には必ず責任者を配備すること

(シーバード設置)

第4条 シーバードを設置しようとする場合、設置については、特に条件を定めない。

- (1) 設置基準第2条に該当する
- (2) シーバードを設置しようとする者は、理事長が別に定める設置申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、設置を認めなければならない
- (3) 理事長は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない

(名 称)

第5条 各地区のシーバードの名称には活動エリアの地名を用いる事とし、都道府県名を使用してはならない。

(登 録 料)

第6条 地区シーバードは、別に定める登録料を期限内に納入しなければならない。

(シーバードの資格の喪失)

第7条 シーバードが次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき
- (2) 団体が消滅したとき
- (3) 設置基準を満たさなくなったとき
- (4) 除名されたとき

(退 会)

第8条 シーバードは、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第9条 シーバードが次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、そのシーバードに対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この規約に違反したとき
- (2) この会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(抛出金品の不返還)

第10条 既納の会費及びその他の抛出金品は返還しない。

(貸与物件)

第11条 貸与物の使用については活動時のみ使用するものとする。

(貸与物件の返却)

第12条 退会する時並びに除名された時は速やかに貸与された物を返却するものとする。

(自己責任)

第13条 設置先のシーバード活動中の全ての事故については、特定非営利活動法人日本青バイ隊は一切の責任を負わない。

(規約の改正)

第14条 規約の改正は、特定非営利活動法人日本青バイ隊理事会の議決を経て、総会出席者の3分の2以上の賛成を得なければならない。

(協 議)

第15条 この規約に定める事項について疑義が生じた場合又はこの規約に定めのない事項については、協議のうえ定めるものとする。